政　令

日本中央競馬会の平成二十三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月九日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第十六号

日本中央競馬会の平成二十三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の平成二十三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成二十一事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の平成二十一事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成二十年政令第三百七十四号）は、廃止する。

農林水産大臣　鹿野　道彦

内閣総理大臣　菅　直人

告　示

○総務省告示第七十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十三条の規定に基づき、平成二十二年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十三年三月九日

総務大臣　片山　善博

政党交付金の交付額

1　政党交付金の総額	31,941,995,000円
2　各政党に対して交付した政党交付金の額	31,941,995,000円
(1)　公明党	
交付した月日　4月20日	597,326,250円
7月20日	597,326,250円
10月20日	573,307,750円
12月20日	573,307,750円
小　計	2,341,268,000円
交付決定額	(2,341,268,000円)
(2)　国民新党	
交付した月日　4月20日	99,300,750円
7月20日	99,300,750円
10月20日	98,949,250円
12月20日	98,949,250円
小　計	396,500,000円
交付決定額	(396,500,000円)
(3)　社会民主党	
交付した月日　4月20日	216,217,750円
7月20日	216,217,750円
10月20日	194,780,250円
12月20日	194,780,250円
小　計	821,996,000円
交付決定額	(821,996,000円)
(4)　自由民主党	
交付した月日　4月20日	2,593,770,500円
7月20日	2,593,770,500円
10月20日	2,538,137,500円
12月20日	2,538,137,500円
小　計	10,263,816,000円
交付決定額	(10,263,816,000円)
(5)　新党改革	
交付した月日　4月20日	30,108,500円
7月20日	30,108,500円
10月20日	29,881,500円
12月20日	29,881,500円
小　計	119,980,000円
交付決定額	(119,980,000円)
(6)　新党日本	
交付した月日　4月20日	33,904,000円
7月20日	33,904,000円
10月20日	33,924,500円
12月20日	33,924,500円
小　計	135,657,000円
交付決定額	(135,657,000円)
(7)　たちあがれ日本	
交付した月日　10月20日	40,916,500円
12月20日	40,916,500円
小　計	81,833,000円
交付決定額	(81,833,000円)